

子どもの遊び場整備事業補助金をご活用下さい！

北杜市社会福祉協議会では、広く子供たちの生活環境の整備と児童福祉の推進を図るため、地区で管理している遊具等の整備または新設の整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

年度内に整備等を完了出来る事業で、過去に本補助金の交付を受けた場合でも、新たに申請することができます。

申請期間は令和7年6月2日（月）～12月19日（金）です。

※詳しくは地域福祉課までお問い合わせください。



補助の適用範囲	○ 遊具等（遊具、ベンチ、フェンス等）の修繕、及び新設に要する経費 ○ 遊具等の整備用原材料（塗料、砂、その他遊具等の保全に必要なもの）の購入に要する経費
補助率	事業に要する経費の90%以内（限度額20万円）
申請方法	各地区の代表者の方は、申請書、事業計画書、収支予算書を作成の上、見積書（ 2社 以上）を添付して、社協の本所へ提出してください（申請書等必要書類は本所にあります。）
申請期間	令和7年6月2日(月)～令和7年12月19日(金)
募集地区数	今回の募集では、原則 先着1地区 までとさせていただきます。 ※受付後、審査を行い補助金交付の可否を決定いたします。